

令 和 5 年 度

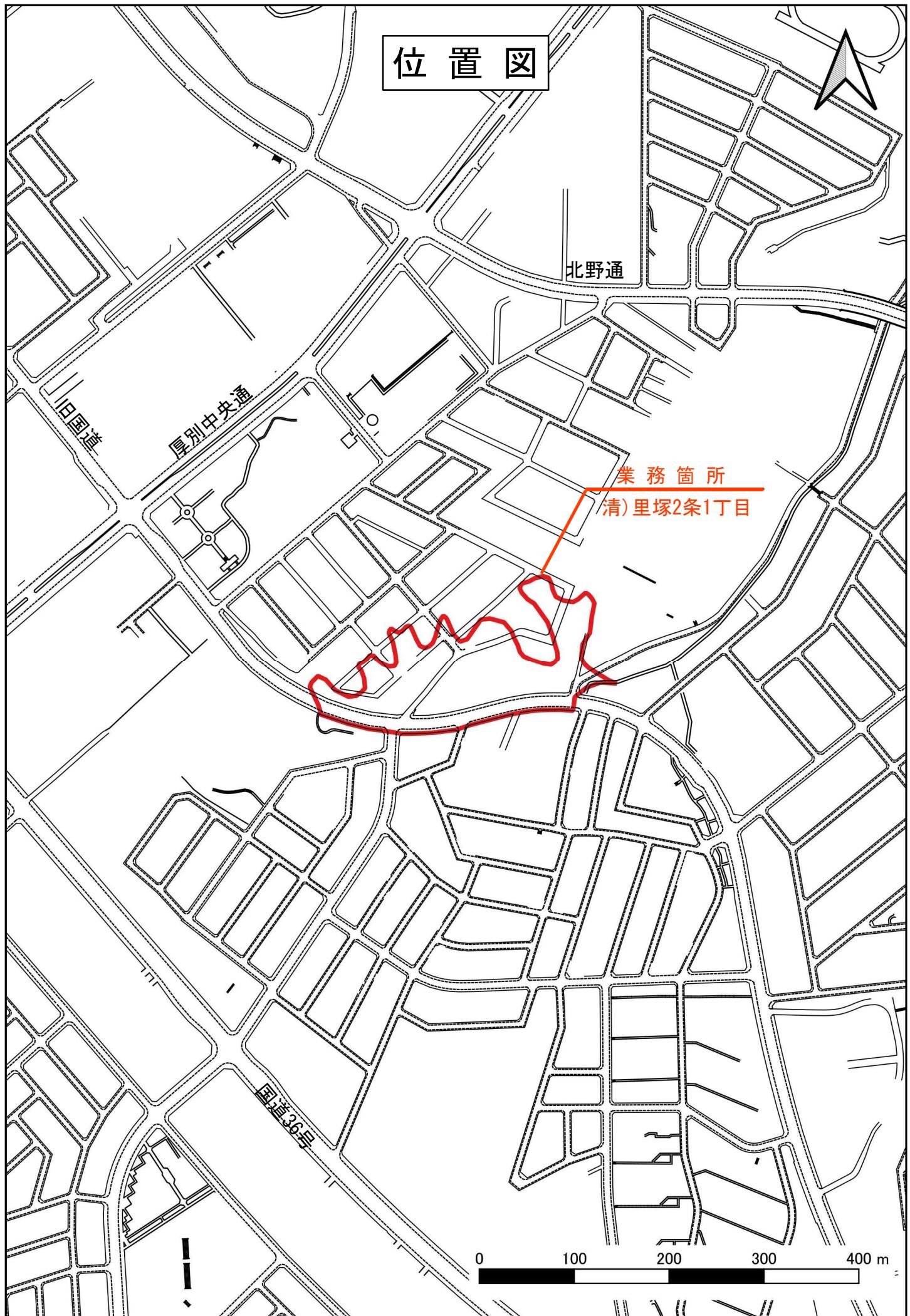
業務設計書（公示用）

業務名：社会資本整備総合交付金事業 令和5年度 大規模盛土造成地変動
予測調査業務 第二次スクリーニング(里塚日の丸団地地区)

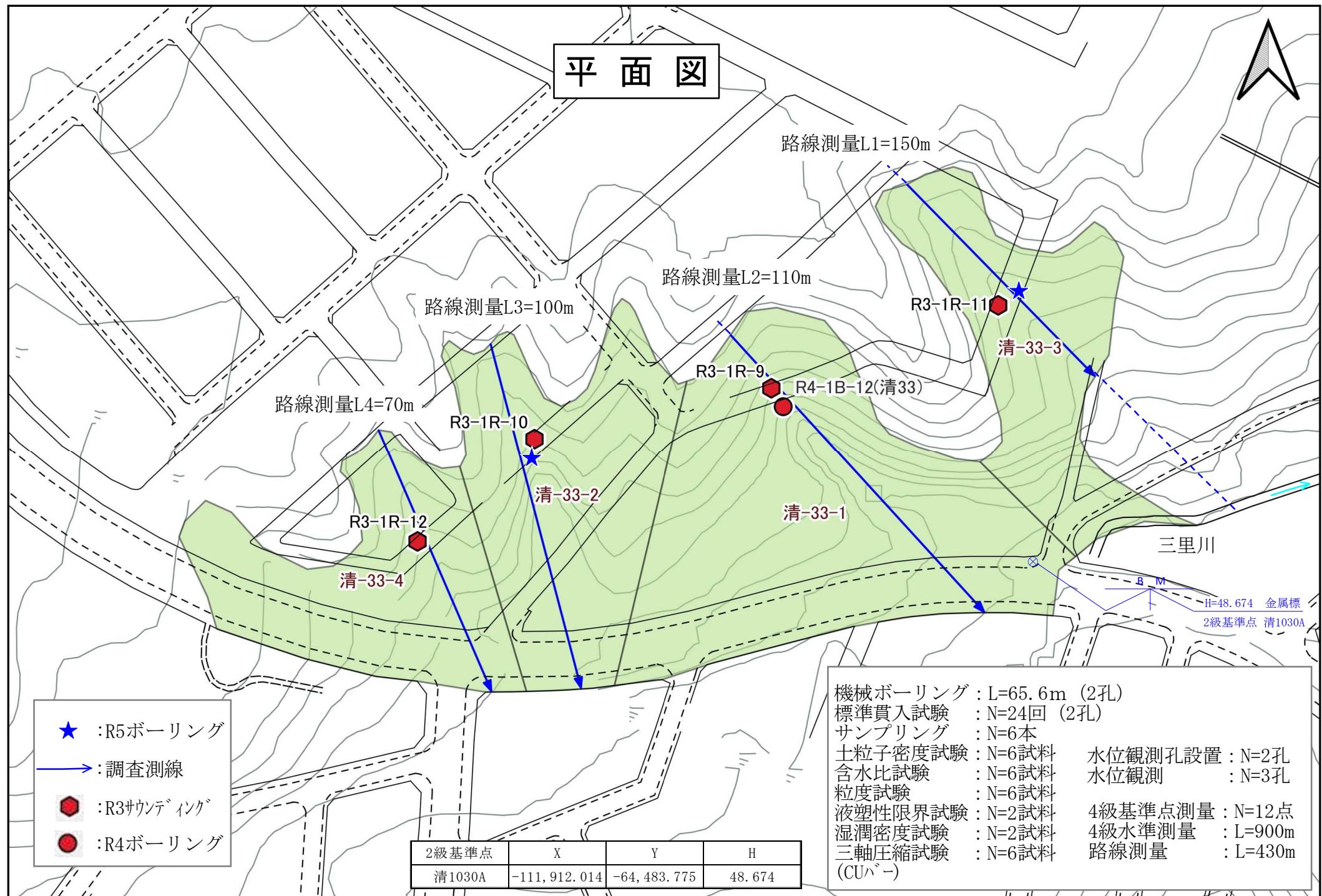
令和 5 年 6 月 単価適用

都市局 市街地整備部 開発指導課

位置図



平面図



業務説明書

1. 概要

基準点測量：一式 水準測量：一式 路線測量：一式 機械ボーリング：一式
サンプリング：一式 標準貫入試験：一式 土質試験：一式 地下水位調査：一式 打合せ：一式

2. 場所 札幌市清田区里塚2条1丁目

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和6年1月26日までとする。

4. 図面 別添のとおり

5. 仕様書 札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市公共測量仕様書、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、札幌市大規模盛土造成地変動予測調査のための地盤調査マニュアル、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説、その他関連資料、特記仕様書による。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

社会资本整備総合交付金事業 令和5年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務
第二次スクリーニング（里塚日の丸団地地区）

特記仕様書

1. 総則

- (1) 本業務は、業務説明書に記載のある仕様書に基づき行うものとするが、これに指示のない事項であっても、業務上必要な事項については、受託者の責任において行うものとする。
- (2) 受託者は、委託者と連絡を密にとり業務を進めるものとする。
- (3) 現地ボーリング調査等の作業時においては、労働安全衛生規則等の各種法令を遵守するとともに、必要な安全対策等の措置は受注者が責任を持って行うこと。
- (4) 調査後は、整理清掃を行い現状に復すこと。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務完了後であっても本市より説明を求められた場合は、速やかに担当者を派遣し、説明を行うものとする。

2. 目的

当業務箇所は、令和3、4年度に実施した大規模盛土造成地変動予測調査における簡易的な安定性の検討の結果、国のガイドラインの基準で盛土全体の安定性が確保されず、対策工事の必要性を検討する可能性がある箇所であることが分かった。当業務は、この盛土に対してより詳細に地盤調査を実施し、来年度に別途発注する安定解析に先立ち必要なデータの取得を行うものである。

3. 実施期間

本業務の実施期間は、契約時から令和6年1月26日までとする。

4. 業務内容

測量業務は、札幌市公共測量仕様書に基づき行うものとする。各測点の標高の測定にあたり、レベルと標尺を用いた直接水準測量に変え、プリズムを用いたトータルステーションに変えることができる。また、計測対象が民有地内の場合は、ノンプリズムによる測定を認める。各値の許容範囲は、各基準値の2倍まで認める。民地内の樹木伐採は、土地所有者から承諾を得られた場合のみ認める。測量手法については、GNSSを活用したUAV測量や地上写真測量等に変えることができる。UAVを使用する場合は、森林部においては地表面のデータ取得に優れているレーザー測量とすること。

地質調査は、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書や札幌市大規模盛土造成地変動予測調査マニュアルに基づき行うものとする。

業務の詳細については、委託者と協議の上、決定するものとする。上記協議による業務内容の変更および現場条件による数量変更等が生じた場合、また、現場状況や関係機関協議に

より安全対策に関する措置が変更となった場合は契約変更の対象となることがあるため委託者と協議すること。

(1) 基準点測量

路線測量を行うための準備として、4級基準点測量を行う。新点間距離、外周角、夾角の制限は設けない。

(2) 水準測量

基準となる高さを設定するために、4級水準測量を行う。近傍に令和元年に改測された測点があるため、それを既知点とし、DEMデータとの整合を図る。これが使用できない場合は、GNSS測量（スタティック法：観測時間60分以上）によりベンチマークを設置する。また作業の過程で仮ベンチマークを設置する。既設観測孔の蓋の高さも計測し、柱状図や水位データを用いた安定解析の際に、計測した高さを反映させる。

(3) 路線測量

盛土4測線に対し、詳細の地形を把握するために、路線測量を行う。測線の平面計画においては、1/2500の国土地理院の数値地図や札幌市現況図等、座標を持った地図を使用すること。旧地形図から測線の位置を決定し、中心線測量及び縦断測量を行う。中心線の決定においては、必要に応じて単曲線又は折れ線を使用すること。測点は平均間隔が10m以内になるように計画し、擁壁や法面などの高さの変化点において設定する。

(4) ボーリング調査

ボーリング調査は、大規模盛土造成地において、盛土地盤とその支持地盤の性状を把握する目的で実施する。本孔はオールコアとし、標本は納品対象としないが、コア箱は納品すること。標本ビンのコア箱への収納も不要とする。

ボーリング位置は、原則道路・公園等の公共用地内とする。作業に際しては作業上の制約事項や地下埋設施設等への影響の有無について、関係管理者等と事前に調整し、埋設施設の破損が懸念される箇所については、管理者等の立会のうえ人力掘削により行うものとする。

ボーリング調査箇所および位置の選定、掘削深さ（掘止めは地山到達後2mを想定）等については、委託者と協議の上、決定するものとする。

(5) 標準貫入試験

試掘後の深度から、深さ1mごとに実施する。

(6) サンプリング

サンプリングは、地盤定数（単位体積重量 γ 、粘着力 c 、内部摩擦角 ϕ ）を求める目的で実施する。サンプリングの対象は、盛土と盛土下の軟弱地盤とし、先行する調査ボーリング孔で土質及びN値を把握し、弱層となるN値の最も低い深度を目安として試料を採取する。採取後の試料について、運搬時の振動により土と水が分離しやすいものは、現地でドライアイスにより凍結してから試験室まで運搬するものとする。

(7) 室内土質試験

試料は攪乱、不攪乱ともに盛土層で2箇所、地山で1箇所での採取を基本とし、土層の分布に応じて増減させる。液塑性限界試験は、50%粒径 $D50 \leq 10\text{mm}$ かつ10%粒径

D10≤1mmかつ細粒度含有率Fc>35%のときに実施する。

(8) 地下水位観測孔の設置と地下水位観測

調査ボーリング孔を用いて、地下水位観測孔を設置する。谷底堆積層で止水処理をし、盛土下端まで有孔管を挿入するものとする。また、同観測孔の頭部は地表面から5mm程度下げて鍵付きの孔口保護蓋を設置するものとする。

また、地下水位観測は、地下水位の季節変動や最高水位を把握する目的で、ボーリング孔を用いて行う。水位測定は、水圧式水位センサーを用いるものとする。

観測期間は観測孔設置後から業務期間内とするが、豊水期（豪雨期や雪解け期等）における地下水位の把握に努めるものとする。測定頻度は1時間ごととする。

地下水位観測結果は、降雨量や積雪量とともにグラフに整理して示すこと。

(9) 液状化判定

液状化判定の対象とすべき土層がある場合は、FL値およびPL値を算出すること。このとき、設計水平震度Kh=0.225、マグニチュードM=7.5、地下水深度は50cm単位による切捨てとし、算出式は建築基礎構造設計指針（日本建築学会）によること。

(10) 地質断面図の作成

ボーリング、地下水観測、測量などの結果や、新旧DEM、個別造成図、過年度成果を用いて、地質断面図を作成すること。

(11) 舗装復旧

地盤調査が終わったら即日舗装の復旧を行うこと。当日に本復旧できない場合には仮復旧を行ったうえ、札幌市道路掘削工事等施工基準に従い後日本復旧を行うこと。

ボーリング孔周りの舗装復旧は「札幌市土木工事共通仕様書」に基づき実施するものとする。

5. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、業務完了時に行うものとし、主任技術者（管理技術者）が同席するものとする。

6. 報告書作成

業務内容について、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。また、報告書の概要版も作成するものとする。

7. 成果品の提出

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品運用ガイドライン（案）【土木業務編】（以下、「電子納品ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

成果品は「電子納品ガイドライン」に基づいて再生した電子データを電子媒体で提出する。「電子納品ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「電子納品ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は委託者と協議のうえ、電子化の是

非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品ガイドライン」に基づいて行うものとする。成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

(1) 成果品

- ① 報告書（紙資料）：1部
- ② 報告書電子データ：2部

※報告書には、本市様式の地下水位観測孔カルテを添付すること。

(2) 提出場所：札幌市 都市局 市街地整備部 開発指導課

8. 照査

照査は、業務の主要な区切り及び業務完了前に次の事項に関して照査する。

- (1) 本仕様書及びその他の諸基準との整合
- (2) 打合せ記録との整合
- (3) 成果品に対する主任技術者、照査技術者による検証

9. 資格要件

本業務に従事する主任設計者及び照査技術者は、以下の資格のうちいずれかを有する者とする。

- (1) 技術士 総合技術監理部門「建設－土質及び基礎」
- (2) 技術士 建設部門「土質及び基礎」
- (3) 地盤品質判定士
- (4) RCCM 地質、土質及び基礎部門

10. 書類に関する事項

- (1) 本業務委託に係る業務計画書及び業務工程表を作成し保存するとともに、契約の締結後速やかに提出すること。
- (2) 現場作業等で身分証明書が必要な場合は、「身分証明書交付願」を作成し、委託者に提出すること。なお、身分証明書は現場作業等が完了した段階で速やかに返却すること。
- (3) 業務の進捗を報告するため、「業務報告書」に業務月報を添付し、翌月初めに委託者に提出するものとする。
- (4) 受託者及び委託者は、指示、承諾、協議、検査及び確認などについては、打ち合わせ簿で行わなければならない。

11. 著作権の帰属

本業務の成果物に関する著作権は本市に帰属するものとし、受託者は本業務の成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を本市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作者人格権を本市又は本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、受託者は本市に対し、本業務で制作したものが第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではない

ことを保証する。本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

12. その他

- (1) 現地での各種調査の実施に当たっては市民生活及び生活環境への影響に十分配慮すること。
- (2) 本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏えいしてはならない。
- (4) 業務内容について、不明な点や疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (5) 受託者は、この契約による業務を処理するに当って個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (6) 業務の履行に必要な用具及び資機材はすべて受託者の負担とする。
- (7) 策定単価については、札幌市役所都市局市街地整備部開発指導課で閲覧することができる。

(住所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階南側)

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

- 第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。